

社会福祉法等の一部を改正する法律案について

趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営管理体制の強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

概要

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営管理体制の強化及び事業運営の透明性の向上

- ① 役員・理事会・評議員会の権限・責任の明確化、評議員会の設置の義務化、一定規模以上法人への会計監査人の設置の義務化 等
- ② 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表等の義務化 等
- ③ 合併に関する規定の整備 等

(2) 福祉サービスを提供するに当たり、地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金により、福祉サービスを積極的に提供する責務規定を設ける。

(3) いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資

- 再投下財産額(純資産の額から事業の継続に必要な額を控除等した額)を明確化した上で、当該財産を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画を作成することを義務付ける。

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材の確保の促進

- ① 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大する(社会福祉事業従事者から社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者まで拡大)。
- ② 介護福祉士が離職した場合に、都道府県福祉人材センターによる就業促進のための情報提供、相談の実施等の機能強化を図るとともに、氏名等の事項の都道府県福祉人材センターへの届出制度を創設する。
- ③ 介護福祉士の資格取得に関する所要の措置を講じる。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- ① 被共済職員の退職手当金の支給乗率を長期に加入する被共済職員に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長する。
- ③ 障害者支援施設等において従事する被共済職員に係る退職手当金の公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直す。

施行期日

平成29年4月1日(ただし、1(2)、2(2)等は平成28年4月1日。一部は公布の日等)(予定)